令和８年４月３０日

新潟市議会議長　様

会 派 名　　無所属の会
代表者名　　小泉　仲之
経理責任者　中山　均

令和７年度 政務活動費収支報告書

新潟市議会政務活動費の交付に関する条例第９条に基づき、令和７年度政務活動費収支報告書を提出します。

1　収入

（単位　円）

	金　額	備　考
政務活動費	1,110,000	@30,000×3人×11月 @30,000×4人×1月

2　支出

（単位　円）

	金　額	備　考
調査研究費	293,673	別紙のとおり
研修費	30,275	別紙のとおり
広報費		
広聴費		
要請・陳情活動費		
会議費		
資料作成費		
資料購入費	210,705	別紙のとおり
人件費		
事務所費		
合計	534,653	

3　残額

575,347　円

支出伝票一覧表

会派名	無所属の会			
支出年度	令和7年度	支出項目	調査研究費	NO. 1
整理番号	支出年月日	支出内容	支出金額(円)	備　考
1	R7.10.2	新潟日報政経懇話会会費(前期は2名分・後期は1名分)	126,275	275円は振込手数料
2	R8.3.24	コピー代(2025年4月～2026年2月分)	6,813	
3	R8.3.30	街区単位液状化対策資料作成補助費用	80,000	
4	R8.3.30	新潟水俣病問題資料作成補助	80,000	
5	R8.4.28	コピー代(2026年3月分)	585	
		小　計	293,673	
		合　計	293,673	

支出伝票

会派名	無所属の会		
支出年度	令和7年度	整理番号(項目別)	/
支出項目	■ 調査研究費 □ 広聴費 □ 資料作成費 □ 事務所費 □ 研修費 □ 要請・陳情活動費 □ 資料購入費 □ 広報費 □ 会議費 □ 人件費		
実施年月日	令和7年4月1日 から 令和8年3月31日		
支出年月日	令和7年10月2日		
支出金額	126,275 円		
支出先	新潟日報政経懇話会		
使途内容	新潟日報政経懇話会会費(前期は2名分・後期は1名分)		
備考	275円は振込手数料		

領収書貼付欄 (調査研究費)

※領収書及び内容を証する書類を添付してください。
備考欄には按分率等を記入してください。

第四北越銀行

お取引明細票

お取扱日	取扱店	号機	NB	銀行番号	口座店	口座番号	通番	お取引内容
07-10-02	281	25	N	[redacted]			126	振込

万円	5千円	2千円	千円	500円	100円	50円	10円	5円	1円	お取引金額 円	消費税込 手数料 円	お取引後元帳残高 円
										¥126,000	¥275	[redacted]

ご案内　＊　お振込明細　＊　0A0126

お振込先　[redacted]

14:47

ニツポ゜ウセイケイコンクワカイ　サトウ　アキラ　様

ご依頼人　ムシヨソ゛クノカイ　コイズ゛ミ　ナカユキ　様

TEL[redacted]

印紙税申告納付につき新潟税務署承認済

毎度ご利用いただきありがとうございます。お取引の明細は上記のとおりでございます。
●ご利用のお客様へ
◇ご利用の日および時刻により当行所定の手数料（消費税）を手数料欄記載のとおりお支払いいただいております。
◇ただしキャッシングサービスの場合は、ご利用額の決済日にお取引口座からお支払いいただきます。

■印紙税納付の必要がない場合は＊印で消しております。
裏面のご案内をあわせてご覧ください。

2025年4月1日

新潟日報政経懇話会　新潟会
会　員　各　位

新潟日報政経懇話会新潟会
会長　佐藤　明

２０２５年度前期　会費納入のお願い

謹啓

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当会は、４月～９月を前期、10月～翌年３月を後期として、会費の前納をお願いしております。2025年度前期もご継続いただきたく、前期分の会費納入につきましてご案内申し上げます。何卒よろしくお願い申し上げます。

謹白

新潟市議会「無所属の会」　御中

<会員Ｎｏ[redacted]>

請　求　書（再）

￥　８４，０００－（税込み）

１名様 ￥４２，０００－

種　目	数　量	単価（税込み）	金額（税込み）	摘　要
新潟日報政経懇話会会費	６カ月分×２名様	7,000円	84,000円	2025年4～9月分

うち消費税　10%対象　7,636円

・例会参加費（昼食込み）
・「政経週報」（共同通信社より毎週郵送）
・「プレジデント」（プレジデント社より月２回送付）　が含まれます。

■納入期限　10月31日（金）までにお納めくださいますようお願い申し上げます。

■振込先　[redacted]

・退会ご希望の場合は、ご案内到着後２週間以内に下記までご連絡をお願いいたします。
・これまで請求書とともにお送りしていた「振込依頼書」は、今回より廃止いたします。
　誠に恐縮ではございますが、振込手数料はご負担いただきますようお願い申し上げます。

新潟日報政経懇話会新潟会
事務局長　石[illegible]
〒950-8535　新潟市中央区万代3—1—1
新潟日報社読者局ふれあい事業部内
登録番号：T9700—1500—22310

2025年10月1日

新潟日報政経懇話会　新潟会
会員各位

新潟日報政経懇話会新潟会
会長　佐藤　明

２０２５年度後期　会費納入のお願い

謹啓
平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
当会は、４月～９月を前期、10月～翌年３月を後期として、会費の前納をお願いしております。2025年度後期もご継続いただきたく、後期分の会費納入につきましてご案内申し上げます。何卒よろしくお願い申し上げます。

謹白

新潟市議会「無所属の会」　様
<会員No.[redacted]>

請　求　書

¥　42,000－（税込み）

種　目	数　量	単価（税込み）	金額（税込み）	摘　要
新潟日報政経懇話会会費	６カ月分	7,000円	42,000円	2025年10月～2026年3月分

うち消費税　10%対象　3,818円

・例会参加費（昼食込み）
・「政経週報」（共同通信社より毎週郵送）
・「プレジデント」（プレジデント社より月２回送付）　が含まれます。

■振込先　[redacted]　ニツポウセイケイコンワカイ
■納入期限　11月21日（金）までにお納めくださいますようお願い申し上げます

・退会ご希望の場合は、ご案内到着後２週間以内に下記までご連絡をお願いいたします。
・誠に恐縮ではございますが、振込手数料はご負担いただきますようお願い申し上げます。

新潟日報政経懇話会　新潟会
事務局長　石[illegible]
〒950-8535　新潟市中央区万代3-1-1
新潟日報社読者局ふれあい事業部内
電話 025-385-7144
登録番号：T9700-1500-22310

新潟日報政経懇話会とは？

新潟日報政経懇話会のルーツは1968（昭和43）年、新潟市に設立された会員制の懇話会です。国内外の主に政治経済の最新情勢を知りたいというニーズの高まりを受け、その後、長岡市、上越市にも設立されました。現在は３会場合わせて約250人にご入会いただいています。

月１回の例会では、政治、経済、外交、文化、暮らしなど幅広い分野の専門家を講師に招き、タイムリーなテーマでご講演をいただいています。現代社会にあふれる多様な情報の背景や、ニュースとなって皆さんが知る以前の動きなど、臨場感たっぷりの話題をお届けします。

気になる事象に、深く、鋭く迫る「ここだけの話」は、あすからのビジネスや、世の中との向き合い方に役立つヒントが満載です。新潟日報政経懇話会を、どうぞ、ご活用ください。

活動の概要・会費について

- 会費は月額7,000円です（税込み・昼食代などを含む。半期6カ月分または通期12カ月分前納していただきます）。
- 法人、個人ともに入会でき、代理出席も可能です。
- 例会は月に1度、新潟・長岡・上越各市のホテルで開催しております（昼食付き）。
- 世界のニュースを素早くキャッチし、新聞とは別の角度で真相・深層をとらえた 情報小冊子「政経週報」を毎週お送りします（全国政懇事務局から直送）。
- 「プレジデント」（月2回）を進呈します（プレジデント社から直送）。

入会のご案内

下記のフォームよりお申し込みください。

お申し込みフォームはこちら

郵送・FAX・メール添付の場合は、入会申込書にご記入の上、下記事務局までお送りください。

入会申込書（PDF/428KB）

お預かりした個人情報は、政経懇話会の案内・運営の目的にのみ使用します。

お問い合わせ

新潟日報政経懇話会事務局（新潟日報社ふれあい事業部内）
〒950-8535　新潟市中央区万代3－1－1
Tel：025-385-7144（土・日・祝除く 10:00～17:00）
Fax：025-385-7446
E-mail：seikon-ni@niigata-nippo.co.jp

支出伝票

会派名	無所属の会		
支出年度	令和7年度	整理番号 (項目別)	2
支出項目	■ 調査研究費　□ 広聴費　□ 資料作成費　□ 事務所費 □ 研修費　□ 要請・陳情活動費　□ 資料購入費 □ 広報費　□ 会議費　□ 人件費		
実施年月日	令和7年4月1日 から 令和8年2月28日		
支出年月日	令和8年3月24日		
支出金額	6,813 円		
支出先	議会事務局総務課		
使途内容	コピー代(2025年4月～2026年2月分)		
備考	13,627 円 × 1/2 ＝ 6,813 円		

領収書貼付欄

(研究費)

新潟県新潟市 納入通知書 兼 領収証書

〒

無所属の会 様

年度	7	担当課 議会事務局総務課　調定番号 1116385 <00127330>
会計	005	一般会計
収入科目 款	25	諸収入
項	05	雑入
目	03	雑入
事業		
節	01	議会費雑入
細節	10	<議会事務局>議会費雑入
細々節	10	<議会事務局>その他雑入
摘要		コピー機使用料（令和7年4月分～令和8年2月分）

納付金額	13,627 円
納期限	2026年(令和 8年) 3月30日

上記の金額を納期限までに納入してください。

2026年(令和 8年) 3月19日

新潟市長

領収日付印　出納 8.3.24

(納入者保管)

※領収書及び内容を証する書類を添付してください。
備考欄には按分率等を記入してください。

支 出 伝 票

会　派　名	無所属の会		
支 出 年 度	令和7年度	整理番号 (項目別)	3
支 出 項 目	■ 調査研究費　□ 広聴費　□ 資料作成費　□ 事務所費 □ 研修費　□ 要請・陳情活動費　□ 資料購入費 □ 広報費　□ 会議費　□ 人件費		
実施年月日	令和7年9月5日 から 令和8年3月7日		
支出年月日	令和8年3月30日		
支 出 金 額	80,000 円		
支 出 先	[redacted]		
使 途 内 容	街区単位液状化対策資料作成補助費用		
備　　考			

領収書貼付欄　(調査研究費)

※領収書及び内容を証する書類を添付してください。
　備考欄には按分率等を記入してください。

領　収　書

No.

無所属の会　様　　　　2026年　3月　30日

★　¥80,000

但　調査・資料作成補助作業代として

上記正に領収いたしました

内訳

税抜金額

消費税額(　%)

住所 [redacted]

氏名

街区液状化対策事業の課題等につき、市の資料・国士舘大橋本教授の資料等を整理したものを作成。内容・構成を協議しながら編集。
専門知識等の必要性や時間・量から本人と協議し額を決定。
作成した資料は中山を通して西区議員団でも活用。

街区単位液状化対策事業の概要と課題

2025年9月作成(No.1~8)
2026年2月加筆(No.9,10)
無所属の会

1

地下水位低下工法の概要と費用試算(新潟市資料を編集)

【モデルケース】

工法	地下水位低下工法
面積	1ヘクタール(10,000㎡)
対象宅地数	40宅地(1宅地50坪、165㎡と想定)

低平地が広がる本市の場合、他都市と比較すると街区外の費用が膨大になると想定。

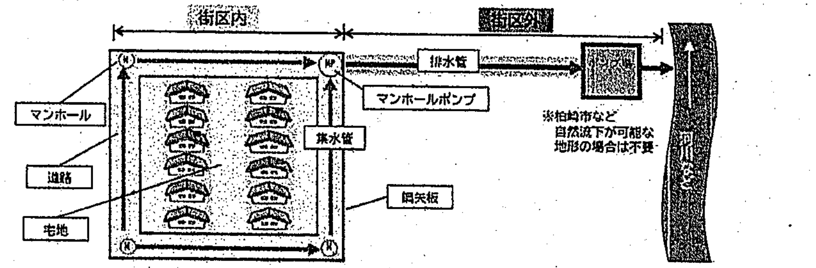

街区内(1ヘクタールあたり)

施設整備費	・集水管布設 L=600m ・マンホールポンプ設置 N=1基 ・マンホール設置 N=7基 ・遮水矢板 L=400m	約4億円
維持管理費	・ポンプ施設の電気料金、メンテナンス費 ・集水管の清掃費など	約2,100万円 (70万円/年×30年)
		約4億2,100万円

街区外(対象検討範囲全体)

施設整備費	・排水管布設 ・ポンプ場の新設	40～400億円
維持管理費	・ポンプ場の電気料金、燃料費 ・機械設備のメンテナンス など	[illegible]
		[illegible]～404億円

2

住民負担についての新潟市の基本的な考え方
(新潟市資料を編集・加筆)

① 受益(将来における液状化リスクの軽減)と負担の公平性(※)の観点から、住民負担額を設定する。市と街区内の住民との負担割合を1/2ずつとする。

※補足：新潟市は、
・液状化被害があったが事業実施対象とならない地域
・地盤改良などの対策を個人でおこなった住民
などとの公平性を図る必要がある、としている。

② 住民負担の対象は、土地所有者とする。

③ 可能な限り住民負担の軽減を図る。

④ 住民負担はモデルケースとして算出した街区内の事業費を参考とする。

⑤ (街区ごとに対策に要する実際の費用が異なる可能性があるが)負担額については、上記事業費から算出した額を全ての街区において共通に適用する。

⑥ 液状化対策は、国の交付金制度「宅地液状化防止事業」を活用する。

3

住民負担について 8月の説明会以降の新潟市の新たな方針
(新潟市資料より要旨抜粋・編集)

○施設整備費について

- 施設整備費は、国の交付金制度「宅地液状化防止事業」の対象であり、かつ、令和6年能登半島地震により災害救助法の適用を受けたことから、通常時より地方負担の割合が軽減されている。
- 街区外の排水管は公共性がある。

→施設整備費の地方負担分については、市が全額負担する。

○街区内の維持管理費相当分について

- 街区内の維持管理費は、上記「宅地液状化防止事業」の対象外。

→一定の住民負担を求める。

4

住民負担額の算出と負担方法
（新潟市資料を編集・加筆）

- 坪あたり額を算出すると
  (2,100万円/30年)/2(市・住民で折半)/40宅地/50坪=5,250円/坪
  (=1590円/㎡)
- 土地面積が50坪の場合：5250円×50坪=262,500円(30年)
  (1月あたり換算729円)
- 一括払いを基本としつつ分割払い可とする(詳細はまだ示されていない)。

5

住民負担についての橋本隆雄教授の指摘
（国士舘大特任教授／新潟市宅地等耐震化対応・対策検討会議委員）

- 市街地液状化対策事業により東日本大震災以降で地下水位低下工法で住民負担を採用した事例は、これまで0件。
- 国の市街地液状化対策事業は、2011年東日本大震災以降に策定されたもの。それより前の2007年新潟県中越沖地震における柏崎市の山本団地の対策事業を住民負担の事例として示すのは不適切。
- また、同団地の対策では宅地内にも排水管を設置する工法が採用されたが、その後他の地域で行なわれた実証実験では、街区周囲の道路部分のみの設置でも効果があることが判明している。
- 対策実績のある都市の事業のその後も含めて検証すると、維持費も市の想定より低く抑えられる可能性があるのではないか。

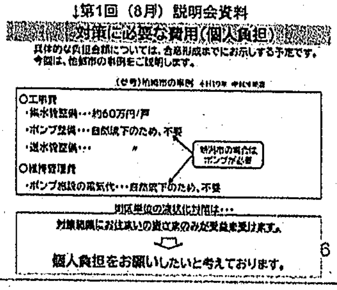

6

意向確認と住民合意（新潟市資料に加筆・編集）

① Ⓐの「意向確認」と、工事着手のための最終的なⒷの「合意形成」の2回、住民(土地所有者)の意思を確認。

② どちらの意思確認においても、原則として、街区内の土地所有者全員の同意を基本とする。

③ Ⓐの「意向確認」においては、対策事業を希望する住民からの相談に対して、個別に打ち合わせや説明会を行い、少しでも多くの方から賛同が得られるように、市も伴走しながら進める。

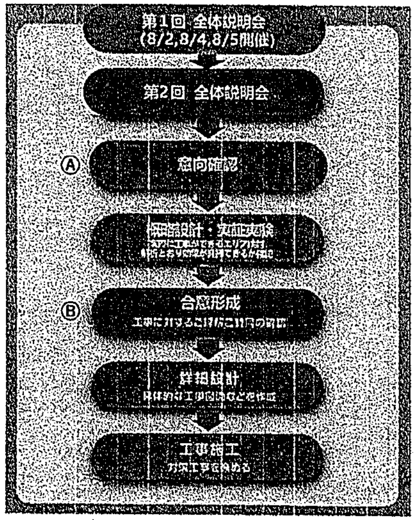

7

「100%合意」と「住民負担」に関する課題

【課題や懸念】
- 住民負担の額の大きさと「100%合意」の困難さはリンクしている。
- 畑やアパートなど広い土地を所有している場合の負担は大きい。
- 不在地主や意思確認自体が困難な施設入所者、所有形態が複雑な場合の同意は困難ではないか。
- 「30年」の1月あたりの額は低いかもしれないが、高齢者や低収入の場合は困難。

【新潟市側の考え：9月議会での執行部答弁から】
- 「先行都市は実際に被害が大きかった地域での『復旧』事業の性格が強いが、新潟市の場合は次の液状化被害への予防対策的要素が強い」
- 「大方の住民の皆さんが納得できなければ事業そのものが進まない。その場合は立ち止まって検討する必要がある」(市長)。

8

追記:「街区」定義の問題

- 新潟市はこの事業の対象地域の街区を「（被害のあった）公道で囲まれた範囲」としてきたが、国の補助要件にそのような条件は無い。
- 西区の寺尾周辺の越後線南側の地域では、東西方向に走る公道が少なく、事業対象にうまく組み込めない被害地帯が広がる。
- 「街区」と「被害地域」は完全に一致するわけではないので、事業対象地域でも被害の無い家屋・エリアもあれば、被害のあった家屋・エリアでも事業対象とならないところがあり、それぞれさまざまな不満も生じる。
- このうち、事業対象地域で被害の無い家屋・エリアからの不満は、「住民負担」・「100%合意」問題と密接に関連。

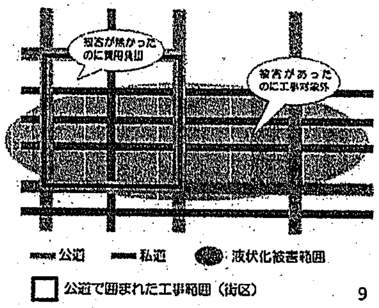

9

追記:私道活用の効果と限界

- その後、9月議会一般質問での答弁では、関係者の合意を前提として街区内の私道にも集水管を設置しうることが示され、さらに2月議会代表質問答弁では、街区の境界として私道を活用しうることも表明された。
- ただし、街区内で私道を用いた境界を設定して実施区域を細分化（下右図）できる一方、街区を超える運用（下左図）は想定されないことが判明。
- 今後も課題解決に向けた検討が必要。

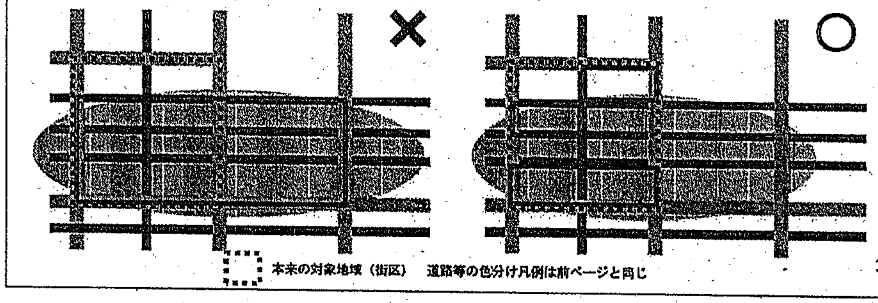

10

支出伝票

会派名	無所属の会		
支出年度	令和7年度	整理番号（項目別）	4
支出項目	■ 調査研究費 □ 広聴費 □ 資料作成費 □ 事務所費 □ 研修費 □ 要請・陳情活動費 □ 資料購入費 □ 広報費 □ 会議費 □ 人件費		
実施年月日	令和8年3月10日 から 令和8年3月30日		
支出年月日	令和8年3月30日		
支出金額	80,000 円		
支出先	[redacted]		
使途内容	新潟水俣病問題資料作成補助		
備考			

領収書貼付欄　（調査研究費）

※領収書及び内容を証する書類を添付してください。
備考欄には按分率等を記入してください。

領　収　書

No.

無所属の会　様　　2026年　3月　30日

★　¥80,000

但　調査・資料作成補助作業代として

上記正に領収いたしました

内　訳

税抜金額

消費税額(　%)

住所

氏名

[redacted]

新潟水俣病第二次行政訴訟に関し、有志会派による申し入れ（3/24）前に内部の認識共有用の資料を作成するため、これまでの経緯や第一次訴訟の論点、控訴をめぐる当事者・支援団体等の資料等の整理・追加検索と資料たたき台作成を依頼。
短時間での作業であることも考慮し、本人と協議の上、依頼費用を確定。

新潟水俣病問題緊急申し入れ　有志会派用内部補足資料

2026年3月24日

無所属の会

＜はじめに＞

新潟地裁は原告８人を水俣病患者と認めなかった県と市の処分を取り消し患者と認めるよう命じた（3/12）。

中原市長は地裁判決後、報道等によれば「（市が法定受託事務として審査を行う責任者である一方、被害者の早期救済を求めて国に制度の見直しを要望してきたことに触れ）二つの立場の間で、板挟みになっているような大変苦しい気持ちだ」と吐露するとともに、石原環境相が「市の要望についてしっかり把握していない」などとする発言に対し、「人ごとのようでわれわれの苦しい立場が本当に分かっているのかと疑問が生じる。極めて残念」と発言した。また、「国の認定基準に従って丁寧に審査したのになぜ違法だと判断されるのか」と述べたとも報道されている。

この発言には理解できる面と疑問のある面が混在している。そこで、県・市の認定事務と、国の通知等の関係についてあらためて整理する。

＜認定事務の位置づけとこれまでの経緯＞

- 認定審査は、公健法に基づく法定受託事務として市と県が行なっている。法定受託事務であるので、自治体の裁量が狭いことは事実。しかし、後述する通り、国の認定の枠組みだけでなく、自治体の認定事務や姿勢にも看過できない問題がある。なお、阿賀野川周辺の患者さんのうち、市内在住者は政令都市である市、市外在住者は県が対応する仕組み。
- 所管庁である環境庁はかつて、昭和52（1977）年判断条件を示している。複数の症状の組み合わせを条件とし、それまでに比べ、これ以降、認定が激減。
- 2013年、この判断条件に不服の多くの患者さんたちなどが起こした裁判で、最高裁判決。感覚障がいのみの水俣病を認め、総合的に判断すべきだとして対象範囲を拡大。
- しかし、環境省がこの判決を歪曲し、「総合的に判断」することを勝手に解釈して、汚染魚を食べた証言や家族の認定歴などの裏づけを被害者側に求めるといった厳しい条件を通知。
- これに対しても、多くの患者さんが不満。一連の過程で認定を棄却された原告らが本市に対し起こしたのが、2017年に判決が出された第一次行政認定訴訟。
- 同訴訟では地裁で一部認定、高裁で全員認定され市は敗訴。高裁判決では、「メチル水銀の曝露が疫学的に認定できて、ほかの原因を疑わせる事情がない場合は認めるべき」という新たな判断が示された。これは事実上、環境省のS52（1977）判断条件や、H26（2014年）通知を否定するもの（これが一般的・社会的な認識）。
- 高裁判決後、篠田前市長は、「阿賀野川流域にお住まいになっていて、魚を常に食べていたエリアやファミリーの中でこういう障がいが出た場合は新潟水俣病と考える」と明言。その後の報道によれば「敗訴してこれだけほっとする裁判は無い」と語った（朝日新聞新潟版3/10付インタビュー記事）。
- なお、中山（現・無所属の会）が上記の一次訴訟高裁判決後の篠田前市長の発言をあらためて2023年の一般質問で引用したところ、当時の夏目保健衛生部長は「前市長の発言は話し言葉の中で出たもの」などと答弁。当時の市長の公的な発言を矮小化するもので、許しがたい。
- 上記の高裁判決や篠田発言の考えを適用すれば、多くの申請患者が認定されるはず。しかし、依然多くが認定棄却されている。棄却された患者さんの中には、たとえば「食生活、魚介類の入手方法、居住歴、家族歴、職業歴等を確認したところ、水俣病の発症を考慮すべき程度の曝露があったとは認められない」と通知されている人がいるが、そのこの患者さんは感覚障がいがあり、その母親にも同様の感覚障がいが認められており、その母親は水俣病特措法の一時金の該当者で、魚を常食していた地域で生活している。水俣病以外の疾患で、偶然このような症状が１世帯に２人も出ることは通常あり得ない。ほかの疾患によって感覚障がいが生じたという理由の合理的・科学的根拠が示されないまま（水俣病以外の疾患の診断もつかないまま）、水俣病が否定され棄却されるという結果は科学的合理性が欠如した論理。

＜あらためて－まとめと課題＞

- 今回の判決も、国の示す認定枠組み（しかも明確な「基準」は示されていない）と司法判断の矛盾が表われている流れの中にある。
- その意味で、中原市長の国に対する批判や、司法判断を受けて「真っ当に審査事務をしているのに」との憤りなどもごもっともではあるものの、国の通知等を根拠にして勝手

な判断基準で棄却している県・市の姿勢も、ある意味国との共犯関係であると見ることもできる（患者支援団体はその点を指摘して県・市を批判している）。

- また、第一次行政認定訴訟の地裁判決に控訴（2016）した理由として、新潟市側は「他の裁判で違う結論が出た場合，将来混乱を招く可能性がある」「結論が出るまでさらにお時間をいただくことになり，原告の方々には大変恐縮」「確かな結論を得て次に進むことが，結果的に全面解決を早める」などと意味不明なことを当時の議会で答弁していた。この時の発言の真意は理解困難であったが、今になって3月10日付朝日新聞新潟版の篠田前市長のインタビュー記事を読めばわからなくもない。
- その点で言えば、すでに2017の第一次訴訟の高裁判決で司法判断の考え方は確定されているのだから、今回控訴する意義はもはや失われているはずである。
- 今回の判決で県・市の無理な主張（客観的に考えれば水俣病であることの蓋然性が高いのに、あれこれ無理な条件を付けて可能性を否定）が否定されている中で、なんら県・市にとって積極的要素が無い中で、裁判を維持できるか、きわめて疑問である。

新潟県・新潟市の控訴に関する資料

2026年3月28日

無所属の会

■新潟水俣病第２次行政訴訟弁護団声明（3/26）

- 新潟水俣病第１次行政訴訟において、東京高等裁判所が原告９名全員を水俣病と認定した判決（2017.11）と同様の判断枠組みで正当なもの。
- 控訴は誠に遺憾。
- 仮に新潟県・新潟市が、本心から水俣病被害者の全面的救済を求めるのであれば、違法と判断された処理基準に従うことをやめ、公健法に適合する認定審査を直ちに始めるべき。

■新潟水俣病訴訟を支援する会「新潟水俣病第二次行政訴訟の控訴表明を受けて」（3/26）

- 今回判決を受けた原告らは、「平成26年通知」で総合的検討の結果、棄却処分となっており、行政訴訟ではじめて「平成26年通知」が違法だと判断されたことは、環境省の水俣病認定制度が依然として違法なものであることを明確に指摘したもの。
- 中原市長は24日、「今後、違法とされた今の認定基準のままでは認定審査を行うことができない、これ以降被害者を救済することができなくなってしまう」と述べたが、それは水俣病の認定を新潟市長や新潟県知事の権限としている公健法の規定に反する無責任な態度だ。今の認定基準が違法であれば、市長や知事は公健法の趣旨を踏まえた認定基準（審査基準）を策定する義務があり（行政手続法５条１項）、申請があれば遅滞なく審査することが求められる（行政手続法７条）。「これ以降被害者を救済することができない」との発言は、市長としての責任放棄であり、被害者に対する脅しにほかならない。
- 環境省は、メチル水銀による感覚障害多発の事実を認めようとしない。環境省は過去の対応を謝らないために、もはや嘘をついているに等しく、行政を歪めている。
- 県と新潟市は、控訴に際し「環境省からは、今回の判決は上級審を含む同種の裁判における判断枠組みと異なるとの見解の提示」があったというが、それらは新潟地裁判決でことごとく退けられている。

- それにもかかわらず控訴したことは、阿賀野川の汚染魚を食べた人たちに多発している感覚障害がメチル水銀以外の原因であると主張することを意味する。厚生労働省でさえ、「原因不明の水俣病に類する食中毒が発生している旨の報告はなされていない」と述べており、他原因では説明できない。
- こうした誤った主張を繰り返すことで苦しむのは患者である。

■石崎誠也氏（弁護士、新潟大名誉教授）による知事・市長あて要請文

- 公健法による水俣病の認定事務は法定受託事務ではあるが、これも自治体の事務であり、地方自治法は執行機関（知事・市長等）がその責任と判断によって誠実に職務を遂行することを求めている（138条の2の2)。また、法定受託事務に対し、国が指揮監督権を持つものではない。
- 3月19日の新潟市長定例記者会見でも市長は「水俣病問題は法定受託事務であり、認定基準の問題は公健法を所管する環境省の判断であり、請負う自治体が判断できるものではないと申し上げざるをえない」と言った。また、3月10日付けの朝日新聞新潟版には、新潟市の前市長である篠田昭氏が新潟水俣病第一次行政訴訟時に「認定審査は法定受託事務で、市に裁量がない」と認識していたことが語られている。これらには法定受託事務についての根本的な誤解がある。
- 法定受託事務は、地方分権改革として行われた1999年の地方自治法改正で取り入れられたものである。それ以前の地方自治法に存在していた機関委任事務に代わるものである。
- 機関委任事務は自治体が処理する事務であってもそれは国の事務であるとされ、知事や市町村長などは国の機関と位置づけられた。そのため、知事や市町村長は各省大臣の指揮監督に従うものとされていたのである
- たしかに、法定受託事務については、自治事務に比して国の関与権が強いが、国の関与も法令の根拠規定がある場合に限られる。また、法定受託事務について国と自治体の間に意見の違いがある場合でも、国（関係大臣）が自分の見解を強制することはできず、そこに紛争があれば、最終的には国（関係大臣）と自治体との訴訟によって裁判所が解決するというのが地方自治法の定めだ。
- 中原市長は、19日の会見で「国の認定基準に従って丁寧に審査したのになぜ違法だと言われるのか」と発言した。その理由は簡単で、環境省が提示した認定基準が公健法に反するものだからだ。
- 「二つの立場の間で正直なところ板挟みになっているようで大変苦しい気持ちだ」とも言ったが、違法な認定基準に従おうとするから「板挟み」になるのである。

支出伝票

会派名	無所属の会		
支出年度	令和7年度	整理番号 (項目別)	5
支出項目	■ 調査研究費　□ 広聴費　□ 資料作成費　□ 事務所費 □ 研修費　□ 要請・陳情活動費　□ 資料購入費 □ 広報費　□ 会議費　□ 人件費		
実施年月日	令和8年3月1日 から 令和8年3月31日		
支出年月日	令和8年4月28日		
支出金額	585 円		
支出先	議会事務局総務課		
使途内容	コピー代(2026年3月分)		
備考	1,171 円 × 1/2 = 585 円		

領収書貼付欄　　(調査研究費)

新潟県新潟市 **納入通知書 兼 領収証書**

〒

無所属の会

様

年度	8	担当課	議会事務局総務課　調定番号 1017789 <00014729>
会計	005	一般会計	
収入科目 款	25	諸収入	
項	05	雑入	
目	03	雑入	
事業			
節	01	議会費雑入	
細節	10	<議会事務局>議会費雑入	
細々節	10	<議会事務局>その他雑入	
摘要	コピー機使用料(令和8年3月分)		

納付金額	1,171 円
納期限	2026年(令和 8年) 4月27日

ゆうちょ銀行または郵便局でお支払いの場合、左記二枚をお出しください。

上記の金額を納期限までに納入してください。

2026年(令和 8年) 4月17日

新潟市長

領収日付印

1 出納 8.4.28 第四北越 新潟市役所

(納入者保管)

※領収書及て
備考欄に

支出伝票一覧表

会派名	無所属の会			
支出年度	令和7年度	支出項目	研修費	NO. 1
整理番号	支出年月日	支出内容	支出金額(円)	備　考
1	R8.3.31	原発・再生可能エネルギー問題講演会謝礼	30,275	275円は振込手数料
		小　計	30,275	
		合　計	30,275	

支出伝票

会派名	無所属の会		
支出年度	令和7年度	整理番号 (項目別)	/
支出項目	□ 調査研究費 □ 広聴費 □ 資料作成費 □ 事務所費 ■ 研修費 □ 要請・陳情活動費 □ 資料購入費 □ 広報費 □ 会議費 □ 人件費		
実施年月日	令和8年3月30日		
支出年月日	令和8年3月31日		
支出金額	30,275 円		
支出先	大島堅一		
使途内容	原発・再生可能エネルギー問題講演会謝礼		
備考	275円は振込手数料		

領収書貼付欄　(研修費)

※領収書及び内容を証する書類を添付してください。
備考欄には按分率等を記入してください。

振込（振込完了）

引落口座選択	振込方法選択	振込先金融機関選択	振込先支店選択	振込金額入力	振込内容確認	振込完了

振込依頼を受付けました。
振込・振替を受け付けました。
受付番号は[redacted]です。
ありがとうございました。[B1000]

ページを印刷する

引落口座情報 [redacted]

[redacted] 残高
お引出し可能金額

振込先口座情報

金融機関名	[redacted]
支店名	
科目	
口座番号	
受取人名	ｵｵｼﾏ ｹﾝｲﾁ
振込金額	30,000円
引落合計金額	30,275円（税込手数料 275円）
取引区分	振込
振込指定日	03月31日
振込依頼人名	ﾆｲｶﾞﾀｼｷﾞｶｲ ﾑｼｮｿﾞｸﾉｶｲ

- 振込依頼は 3月31日扱いです。

講演会開催
演題：「原発と再生可能エネルギーの政治と経済」
講師：大島堅一氏（原子力市民委員会座長・龍谷大教授）
（原発や再生可能エネルギーのコスト問題などに関する報告多数）
日時：3月30日（月）午前10時～　zoom開催

様式１８(会派用)

実 施 報 告 書

2026年　3月 31日

新潟市議会議長　様

氏　名　無所属の会
（担当：中山均）

下記の通り実施したので報告します。

行　事　名	原発・エネルギー問題についての講演会 「原発と再生可能エネルギーの政治と経済」
日　　　時	2026年　3月 30日 （月）　　午前10時 00分～　12時 00分
場　　　所	zoomで開催
参加議員名	中山均、幸田健太、加藤大弥、高橋聡子、小林弘樹
全体参加者数	23名
内　　　容 （目　　的）	原発や再生可能エネルギーの経済性や持続可能性について学び、原発を推進する政治的背景についても議論を深める
備　　　考	添付資料に基づき、大島教授からレポートがあり、世界で爆発的に進む再生可能エネルギーの拡大とコストの低下一方で、原発に持続性や将来性が無いことをデータで示しながら説明があった。 また、新潟県が公表した柏崎刈羽原発再稼働に関する経済性評価については、①分析手法が粗く、質が低い　②原発再稼働の有無で試算しているが、原発の代わりに再エネなどの産業拡大などのケースが想定されていないなどの致命的欠陥があることも指摘された。 さらに、海外では電力市場の仕組みが日本と異なり、各家庭がベランダ型のプラグインソーラーなどを設置し、余剰分の蓄電やその売電などを、その仲介業者なども活用し、これが再エネの拡大をさらに進展させている実情についても報告された。 全体的に、再エネの拡大を抑制し原発を推進する政策の非合理性について理解を深めることができた。

支出伝票一覧表

会派名	無所属の会			
支出年度	令和7年度	支出項目	資料購入費	NO. 1
整理番号	支出年月日	支出内容	支出金額(円)	備　考
1	R7.6.24	iJAMP購読料(4～9月分)	66,550	2端末分　550円は振込手数料
2	R7.7.28	47行政ジャーナル利用料(4～6月分)	33,275	275円は振込手数料
3	R7.10.3	47行政ジャーナル利用料(7～9月分)	33,275	275円は振込手数料
4	R7.10.30	iJAMP購読料(10月分)	11,330	2端末分　330円は振込手数料
5	R8.1.13	47行政ジャーナル利用料(10～12月分)	33,275	275円は振込手数料
6	R8.4.24	47行政ジャーナル利用料(1～3月分)	33,000	
		小　計	210,705	
		合　計	210,705	

支出伝票

会派名	無所属の会		
支出年度	令和7年度	整理番号（項目別）	/
支出項目	□ 調査研究費 □ 広聴費 □ 資料作成費 □ 事務所費 □ 研修費 □ 要請・陳情活動費 ■ 資料購入費 □ 広報費 □ 会議費 □ 人件費		
実施年月日	令和7年4月1日 から 令和7年9月30日		
支出年月日	令和7年6月24日		
支出金額	66,550 円		
支出先	株式会社時事通信社		
使途内容	iJAMP購読料（4〜9月分）		
備考	2端末分 550円は振込手数料		

領収書貼付欄 （資料購入費）

第四北越銀行

お取引明細票

お取扱日	取扱店	号機	NB	銀行番号	口座店	口座番号	通番	お取引内容
07-06-24	281	25	N	[redacted]		************	12	振込

万円	5千円	2千円	千円	500円	100円	50円	10円	5円	1円	お取引金額 円	消費税込手数料 円	お取引後元帳残高 円
										¥66,000	¥550	***************

ご案内 ＊ お振込明細 ＊ 0A0012

お振込先 [redacted]

09:30

ｶ)ｼﾞｼﾞﾂｳｼﾝｼﾔ 様

ご依頼人 ﾑｼﾖｿﾞｸﾉｶｲ ｺｲｽﾞﾐ ﾅｶﾕｷ 様

TEL[redacted]

印紙税申告納付につき新潟 [illegible]

毎度ご利用いただきありがとうございます。お取引の明細は上記のとおりでございます。
●ご利用のお客様へ
○ご利用の日および時間により当行所定の手数料（消費税）を手数料欄記載のとおりお支払いいただいております。
○ただしキャッシングサービスの場合は、ご利用後の決済日にお取引口座からお支払いいただきます。

■印紙税納付の必要がない場合に [illegible]
裏面のご案内をあわせてご覧ください。

※領収書及び内容を証する書類を添付してください。
備考欄には按分率等を記入してください。

〒951-8550
新潟県
新潟市中央区学校町通1番町602-1

新潟市議会議員
小泉　仲之　　　　　　　　　　　様

お客様番号 [redacted]

請求書

新潟市議会無所属の会
様

請求日
請求番号　4203271

請求金額　66,000円
（消費税等　6,000 円を含む）

請求期間　令和 7年 4月 1日～令和 7年 9月 30日
（支払期日　令和 7年 5月31日）

▼この件についてのお問い合わせ先
新潟支局　（TEL:025-246-8311）

種類	配信先（敬称略）	数量	月額	月数	請求金額
iJAMP（時事行財政情報ﾓﾆﾀ）	新潟市議会議員 小泉　仲之	2	10,000	6	60,000
		10%	【対象金額】		60,000
			【消費税等】		6,000

振込人名の先頭に請求番号を入力して下さい。
送金手数料はお客様負担でお願いします。契約内容のお問合せは上記までお願いします。
発行責任者　経理局長 [redacted] 連絡先 [redacted]
事務担当者　集計部長 [redacted] 連絡先 [redacted]

下記の金融機関へお振り込み下さい。口座名義人は「株式会社時事通信社 ｶ)ｼﾞｼﾞﾂｳｼﾝｼﾔ」です。

[redacted]

〒10[illegible]-81[illegible]
東京都中央区銀座５丁目１５番８号
株式会社時事通
代表取締役社長 [illegible] 克
電　話　03(6800)1111番
[redacted]
登録番号：T7010001018703

支 出 伝 票

会　派　名	無所属の会		
支 出 年 度	令和7年度	整理番号 (項目別)	2
支 出 項 目	□ 調査研究費　□ 広聴費　□ 資料作成費　□ 事務所費 □ 研修費　□ 要請・陳情活動費　■ 資料購入費 □ 広報費　□ 会議費　□ 人件費		
実施年月日	令和7年4月1日 から 令和7年6月30日		
支出年月日	令和7年7月28日		
支 出 金 額	33,275 円		
支　出　先	株式会社新潟日報社		
使 途 内 容	47行政ジャーナル利用料(4～6月分)		
備　　考	275円は振込手数料		

領収書貼付欄　　(資料購入費)

第四北越銀行

お取引明細票

お取扱日	取扱店	号機	NB	銀行番号	口座店	口座番号	通番	お取引内容
07-07-28	281	25	N	[redacted]			278	振込

万円	5千円	2千円	千円	500円	100円	50円	10円	5円	1円	お取引金額 円	手数料消費税込 円	お取引後元帳残高 円
										¥33,000	¥275	[redacted]

ご案内　＊ お振込明細 ＊　0A0278

お振込先 [redacted]

16:12

ご依頼人　(カ)ニイガタニッポウシヤ サトウ アキラ　様
ムシヨゾクノカイ コイズミ ナカユキ　様
TEL[redacted]

印紙税申告納付につき新潟[illegible]

毎度ご利用いただきありがとうございます。お取引の明細は上記のとおりでございます。
●ご利用のお客様へ
○ご利用の日および時間により当行所定の手数料(消費税)を手数料[illegible]のとおりお支払いいただいております。
○ただしキャッシングサービスの場合は、ご利用額の決済日にお取引口座からお支払いいただきます。
※印紙税納付の必要がない場合は＊印で消しております。
裏面のご案内をあわせてご覧ください。

※領収書及び内容を証する書類を添付してください。
備考欄には按分率等を記入してください。

951　8550
新潟市中央区学校町1番町602-1
新潟市役所　内

市議会　無所属の会　様

お客様コード [redacted]
登録番号

請求番号　220250600032-001　1/1　頁
請求日付　2025年6月30日

株式会社 新潟日報社

請　求　書

代表取締役社長 佐藤 [redacted]

下記の通りご請求申し上げます。
※到着後10日間ご連絡がない場合は確認済みといたします。

〒950-8535
新潟市中央区万代３丁目１番１号
【お問い合わせ】
営業統括管理室　TEL:025-385-7462
登録番号　　T8110001004023

売上額	消費税	ご請求金額
¥30,000	¥3,000	¥33,000

◆内容にご不明な点がございましたら遠慮なく上記へご連絡ください。
なお、当請求書と行き違いでお支払いの場合はご容赦ください。

No	日付	事業・件名	摘　要	金額(税込)	税
1	2025/6/30	【ﾋﾞｼﾞﾈｽ局ﾃﾞｼﾞﾀﾙ】ニュース提供料収入116上期	47行政ジャーナル　利用料（4～6月分）	33,000	10%
		【明細合計】		33,000	

税率	請求税別内訳			相殺・手数料税別内訳		
	課税対象額	消費税	合計	課税対象額	消費税	合計
10%	30,000	3,000	33,000			
軽減8%						
標準8%						
非課税						

※お振込みは下記の口座にお願いいたします。
口座名義:株式会社新潟日報社 [redacted]

支出伝票

会派名	無所属の会		
支出年度	令和7年度	整理番号（項目別）	3
支出項目	□ 調査研究費 □ 広聴費 □ 資料作成費 □ 事務所費 □ 研修費 □ 要請・陳情活動費 ■ 資料購入費 □ 広報費 □ 会議費 □ 人件費		
実施年月日	令和7年7月1日 から 令和7年9月30日		
支出年月日	令和7年10月3日		
支出金額	33,275 円		
支出先	株式会社新潟日報社		
使途内容	47行政ジャーナル利用料（7～9月分）		
備考	275円は振込手数料		

領収書貼付欄　（資料購入費）

第四北越銀行

お取引明細票

お取扱日	取扱店	号機	NB	銀行番号	口座店	口座番号	通番	お取引内容
07-10-03	281	26	N	[redacted]			188	振込

万円	5千円	2千円	千円	500円	100円	50円	10円	5円	1円	お取引金額 円	消費税込手数料 円	お取引後元帳残高 円
										¥33,000	¥275	[redacted]

ご案内　＊ お振込明細 ＊　0B0188

お振込先 [redacted]

15:52

ご依頼人 (カ)ニイガタニツポウシヤ サトウ アキラ 様
ムシヨゾクノカイ コイズミ ナカユキ 様
TEL[redacted]

印紙税申告納付につき新潟税務署承認済

毎度ご利用いただきありがとうございます。お取引の明細は上記のとおりでございます。
●ご利用のお客様へ
○ご利用の日および時間により当行所定の手数料（含消費税）を手数料欄記載のとおりお支払いいただいております。
○ただしキャッシングサービスの場合は、ご利用額の決済日にお取引口座からお支払いいただきます。

■印紙税納付の必要がない場合は＊印で消しております。
裏面のご案内をあわせてご覧ください。

※領
備考欄には按分率等を記入してください。

951 8550
新潟市中央区学校町1番町602-1
新潟市役所　内

市議会　無所属の会　様

お客様コード [redacted]
登録番号

請求番号 220251000003-001 1/1 頁
請求日付 2025年9月30日

株式会社 新潟日報社

請 求 書

代表取締役社長 佐藤 [redacted]

下記の通りご請求申し上げます。
※到着後10日間ご連絡がない場合は確認済みといたします。

〒950-8535
新潟市中央区万代３丁目１番１号
【お問い合わせ】
営業統括管理室 TEL:025-385-7462
登録番号 T8110001004023
◆内容にご不明な点がございましたら遠慮なく上記へご連絡ください。
なお、当請求書と行き違いでお支払いの場合はご容赦ください。

売上額	消費税	ご請求金額
¥30,000	¥3,000	¥33,000

No	日付	事業・件名	摘要	金額(税込)	税
1	2025/9/30	【ﾋﾞｼﾞﾈｽ局ﾃﾞｼﾞﾀﾙ】ニュース提供料収入116下期	47行政ジャーナル　利用料（7～9月分）	33,000	10%
		【明細合計】		33,000	

税率	請求税別内訳 課税対象額	消費税	合計	相殺・手数料税別内訳 課税対象額	消費税	合計
10%	30,000	3,000	33,000			
軽減8%						
標準8%						
非課税						

※お振込みは下記の口座にお願いいたします。
口座名義:株式会社新潟日報社 [redacted]

支出伝票

会派名	無所属の会		
支出年度	令和7年度	整理番号 (項目別)	4
支出項目	□ 調査研究費 □ 広聴費 □ 資料作成費 □ 事務所費 □ 研修費 □ 要請・陳情活動費 ■ 資料購入費 □ 広報費 □ 会議費 □ 人件費		
実施年月日	令和7年10月1日 から 令和7年10月31日		
支出年月日	令和7年10月30日		
支出金額	11,330 円		
支出先	株式会社時事通信社		
使途内容	iJAMP購読料(10月分)		
備考	2端末分 330円は振込手数料		

領収書貼付欄 (資料購入費)

第四北越銀行

お取引明細票

お取扱日	取扱店	号機	NB	銀行番号	口座店	口座番号	通番	お取引内容
07-10-30	281	25	N	[redacted]			127	振込

万円	5千円	2千円	千円	500円	100円	50円	10円	5円	1円	お取引金額 円	消費税込手数料 円	お取引後元帳残高 円
										¥11,000	¥330	[redacted]

ご案内 * お振込明細 * 0A0127

お振込先 [redacted]
カ)ジジツウシンシヤ 様

13:10

ご依頼人 ムシヨゾクノカイ コイズミ ナカユキ 様
TEL[redacted]

印紙税申告納付につき新潟税務署承認済

毎度ご利用いただきありがとうございます。お取引の明細は上記のとおりでございます。
●ご利用のお客様へ
○ご利用の日および時間により当行所定の手数料(支払手数料)を手数料規定のとおりお支払いいただいております。
○ただしキャッシングサービスの場合は、ご利用額の決済日にお取引口座からお支払いいただきます。
■印紙税納付の必要がない場合は＊印で消しております。
裏面のご案内をあわせてご覧ください。

※領収書及び内容を証する書類を添付してください。
備考欄には按分率等を記入してください。

〒951-8550
新潟県
新潟市中央区学校町通1番町602-1

新潟市議会議員
小泉　仲之　　　　　　　　　様

お客様番号 [redacted]

請求書

新潟市議会無所属の会
様

請求日

請求番号　4238590

請求金額　　　　　11,000円
（消費税等　　1,000 円を含む）

請求期間　令和 7年 10月 1日~令和 7年 10月 31日
（支払期日 令和 7年11月30日）

▼この件についてのお問い合わせ先
新潟支局　（TEL:025-246-8311）

種類	配信先（敬称略）	数量	月額	月数	請求金額
iJAMP（時事行財政情報ﾓﾆﾀ）	新潟市議会議員 小泉　仲之	2	10,000	1	10,000
		10%	【対象金額】		10,000
			【消費税等】		1,000

振込人名の先頭に請求番号を入力して下さい。
送金手数料はお客様負担でお願いします。契約内容のお問合せは上記までお願いします。
発行責任者　経理局長 [redacted] 連絡先 [redacted]
事務担当者　集計部長 [redacted] 連絡先 [redacted]

下記の金融機関へお振り込み下さい。口座名義人は「株式会社時事通信社 ｶ)ｼﾞｼﾞﾂｳｼﾝｼﾔ」です。

[redacted]

〒104-8178
東京都中央区銀座5丁目15番8号
株式会社時事通 [redacted]
代表取締役社長　克
電話 03(6800)1111番

登録番号：T7010001018703

支出伝票

会派名	無所属の会		
支出年度	令和7年度	整理番号 (項目別)	5
支出項目	□ 調査研究費 □ 広聴費 □ 資料作成費 □ 事務所費 □ 研修費 □ 要請・陳情活動費 ■ 資料購入費 □ 広報費 □ 会議費 □ 人件費		
実施年月日	令和7年10月1日 から 令和7年12月31日		
支出年月日	令和8年1月13日		
支出金額	33,275 円		
支出先	株式会社新潟日報社		
使途内容	47行政ジャーナル利用料(10～12月分)		
備考	275円は振込手数料		

領収書貼付欄 (資料購入費)

第四北越銀行

お取引明細票

お取扱日	取扱店	号機	NB	銀行番号	口座店	口座番号	通番	お取引内容
08-01-13	281	25	N	[redacted]			133	振込

万円	5千円	2千円	千円	500円	100円	50円	10円	5円	1円	お取引金額 円	消費税込手数料 円	お取引後元帳残高 円
										¥33,000	¥275	[redacted]

ご案内 ＊ お振込明細 ＊ 0A0133

お振込先 [redacted]

13:31

(カ)ニイガタニツポウシヤ サトウ アキラ 様

ご依頼人 ムシヨゾクノカイ コイズミ ナカユキ 様

TEL[redacted]

印紙税申告納付につき新潟

毎度ご利用いただきありがとうございます。お取引の明細は上記のとおりでございます。
●ご利用のお客様へ
○ご利用の日および時間により当行所定の手数料(含消費税)を手数料欄記載のとおりお支払いいただいております。
○ただしキャッシングサービスの場合は、ご利用額の決済日にお取引口座からお支払いいただきます。

■印紙税納付の必要がない場合は水印で消しております。
裏面のご案内をあわせてご覧ください。

※領収書及び内容を証する書類を添付してください。
備考欄には按分率等を記入してください。

951　8550
新潟市中央区学校町1番町602-1
新潟市役所　内

市議会　無所属の会　様

お客様コード [redacted]
登録番号

請求番号 220260100024-001 1/1 頁
請求日付 2025年12月31日

株式会社 新潟日報社

請　求　書

代表取締役社長 佐藤 [redacted]

下記の通りご請求申し上げます。
※到着後10日間ご連絡がない場合は確認済みといたします。

〒950-8535
新潟市中央区万代３丁目１番１号
【お問い合わせ】
営業統括管理室 TEL:025-385-7462
登録番号 T8110001004023
◆内容にご不明な点がございましたら遠慮なく上記へご連絡ください。
なお、当請求書と行き違いでお支払いの場合はご容赦ください。

売上額	消費税	ご請求金額
¥30,000	¥3,000	¥33,000

No	日付	事業・件名	摘　要	金額(税込)	税
1	2025/12/31	【ﾋﾞｼﾞﾈｽ局ﾃﾞｼﾞﾀﾙ】ニュース提供料収入116下期	47行政ジャーナル　利用料（10～12月分）	33,000	10%
		【明細合計】		33,000	

税率	請求税別内訳			相殺・手数料税別内訳		
	課税対象額	消費税	合計	課税対象額	消費税	合計
10%	30,000	3,000	33,000			
軽減8%						
標準8%						
非課税						

※お振込みは下記の口座にお願いいたします。
口座名義:株式会社新潟日報社 [redacted]

支出伝票

会派名	無所属の会		
支出年度	令和7年度	整理番号(項目別)	6
支出項目	□ 調査研究費 □ 広聴費 □ 資料作成費 □ 事務所費 □ 研修費 □ 要請・陳情活動費 ■ 資料購入費 □ 広報費 □ 会議費 □ 人件費		
実施年月日	令和8年1月1日 から 令和8年3月31日		
支出年月日	令和8年4月24日		
支出金額	33,000 円		
支出先	株式会社新潟日報社		
使途内容	47行政ジャーナル利用料(1～3月分)		
備考			

領収書貼付欄 (資料購入費)

※領収書及び内容を証する書類を添付してください。
備考欄には按分率等を記入してください。

振込（振込完了）

引落口座選択	振込方法選択	振込先金融機関選択	振込先支店選択	振込金額入力	振込内容確認	振込完了

ページを印刷する

振込依頼を受付けました。
振込・振替を受け付けました。
受付番号は[redacted]です。
ありがとうございました。[B1000]

引落口座情報 [redacted] [redacted] 残高 お引出し可能金額

振込先口座情報

金融機関名	[redacted]
支店名	
科目	
口座番号	
受取人名	(ｶ)ﾆｲｶﾞﾀﾆﾂﾎﾟｳｼﾔ ｻﾄｳ ｱｷﾗ
振込金額	33,000円
引落合計金額	33,000円（手数料 0円）
取引区分	振込
振込指定日	04月24日
振込依頼人名	ﾑｼﾖﾘｼﾞｸﾉｶｲ

- 振込依頼は 4月24日扱いです。

951　8550
新潟市中央区学校町1番町602-1
新潟市役所　内

市議会　無所属の会　様

お客様コード [redacted]
登録番号

請求番号　220260400005-001　1/1　頁
請求日付　2026年3月31日

株式会社 新潟日報社

代表取締役社長 佐藤 [redacted]

請　求　書

下記の通りご請求申し上げます。
※到着後10日間ご連絡がない場合は確認済みといたします。

売上額	消費税	ご請求金額
¥30,000	¥3,000	¥33,000

〒950-8535
新潟市中央区万代３丁目１番１号
【お問い合わせ】
営業統括管理室　TEL:025-385-7462
登録番号　　T8110001004023
◆内容にご不明な点がございましたら遠慮なく上記へご連絡ください。
なお、当請求書と行き違いでお支払いの場合はご容赦ください。

No	日付	事業・件名	摘　要	金額(税込)	税
1	2026/3/31	【ビジネス局デジタル】ニュース提供料収入117上期	47行政ジャーナル　利用料（1～3月分）	33,000	10%
		【明細合計】		33,000	

税率	請求税別内訳			相殺・手数料税別内訳		
	課税対象額	消費税	合計	課税対象額	消費税	合計
10%	30,000	3,000	33,000			
軽減8%						
標準8%						
非課税						

※お振込みは下記の口座にお願いいたします。
口座名義:株式会社新潟日報社 [redacted]